

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の
一部を改正する省令について（概要）

令和 4 年 9 月
厚生労働省保険局
医療課／医療介護連携政策課

1. 制度の概要

- 保険医療機関若しくは保険薬局又は保険医若しくは保険薬剤師は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）第 70 条第 1 項及び第 72 条第 1 項の規定により、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号。以下「療担規則」という。）及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号。以下「薬担規則」という。）の定めるところにより、療養の給付を担当しなければならないこととされている。

2. 改正の内容

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、「オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、2023 年 4 月から導入を原則として義務付ける」こととされたことを踏まえ、療担規則及び薬担規則を以下のとおり改正する。
 - ① 保険医療機関及び保険薬局は、患者の受給資格の確認に際し、患者から求めがあった場合は、マイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認によって当該確認を行わなければならないこととする。（療担規則第 3 条第 1 項及び第 2 項、薬担規則第 3 条第 1 項及び第 2 項関係）
 - ② 書面による請求を行っている保険医療機関及び保険薬局等は、①の措置の対象外とする。（療担規則第 3 条第 3 項、薬担規則第 3 条第 3 項関係）
 - ③ 保険医療機関及び保険薬局（②のものを除く。）は、患者から①の求めがあった場合に対応できるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならないこととする。（療担規則第 3 条第 4 項、薬担規則第 3 条第 4 項関係）
 - ④ その他所要の改正を行う。

3. 根拠条文

健保法第 70 条第 1 項及び第 72 条第 1 項（これらの規定を同法第 85 条第 9 項、第 85 条の 2 第 5 項、第 86 条第 4 項、第 110 条第 7 項及び第 149 条において準用する場合を含む。）

4. 施行日等

公布日：令和 4 年 9 月 5 日（月）

施行日：令和 5 年 4 月 1 日（土）